

平成22年7月5日（月曜日）

○出席議員（14名）

1番	山本孝司	議員	8番	古玉栄治	議員
2番	笹川広美	議員	9番	上見健一	議員
3番	南昭榮	議員	10番	若狭明彦	議員
4番	諏訪良一	議員	11番	岩井礼二	議員
5番	宮下為幸	議員	12番	坂井幸雄	議員
6番	亀野富二夫	議員	13番	田中治夫	議員
7番	甲部昭夫	議員	14番	作間七郎	議員

○説明のため出席した者

町長	杉本栄蔵	税務課長	吉田外喜夫
副町長	小山茂則	農林課長	大村義一
教育長	池島憲雄	上下水道課長	大森一義
参事兼総務課長	永源勝	保健環境課長	西浦順
参事兼土木建設課長	表辰祐	会計課長	松栄哲夫
参事兼住民福祉課長	坂井信男	教育文化課長	堀内浩一
企画課長	広瀬康雄	生涯学習課長	平岡保
情報推進課長	澤伸一		

○職務のため出席した事務局職員

事務局長 谷 敏 則

書 記 土 屋 哲 雄

〃 島 元 奈 緒 美

○議事日程(第1号)

平成22年7月5日 午前10時開会

日程第1 仮議席の指定

日程第2 議長選挙

日程第3 議席の指定

日程第4 会議録署名議員の指名

日程第5 会期の決定

日程第6 副議長選挙

日程第7 議案の一括上程

- ・ 発議第2号 中能登町議会委員会条例の一部を改正する条例  
(提案趣旨説明、質疑、討論、採決)

日程第8 常任委員会委員の選任

日程第9 議会運営委員会委員の選任

日程第10 七尾鹿島広域圏事務組合議会議員の選挙

日程第11 長曾川水防事務組合議会議員の選挙

日程第12 石川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

日程第13 行財政改革特別委員会の設置及び委員の選任

日程第14 統合中学校建設特別委員会の設置及び委員の選任

日程第15 議案の一括上程

- ・ 議案第47号 平成22年度中能登町一般会計補正予算
- ・ 議案第48号 町道路線の廃止について
- ・ 同意第5号 監査委員の選任について  
(提案理由説明、質疑、討論、採決)

日程第16 閉会中の継続調査

午前10時00分 開会

◎臨時議長の指名

○事務局長（谷敏則局長） 皆さん、おはようございます。

事務局長の谷です。

本臨時会は、一般選挙後はじめての議会となります。

議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなっています。

出席議員中、諏訪議員が年長議員となりますので、ご紹介いたします。

諏訪議員、議長席へ登壇願います。

○臨時議長（諏訪良一議員） おはようございます。

ただ今、紹介をされました諏訪良一です。

地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。

どうぞ、よろしく願います。

ここで、議会に先立ち、杉本町長より挨拶の申し出がありますので、これを許します。

杉本町長

〔杉本栄蔵町長登壇〕

○杉本栄蔵町長 皆さん、おはようございます。

本日ここに、第5回中能登町議会臨時会を開催をいたしましたところ、議員各位には公私共に何かとお忙しい中、ご出席を賜り厚くお礼を申し上げますとともに、今回執行されました議会議員選挙におきまして、見事に当選を果たされましたことについて、心からお喜びとお祝いを申し上げます。

今回の選挙は、定数が20名から14名に減員された中での選挙であり、心身ともに大変なご苦労があったことと拝察いたしております。

そうした中であって、今日お集りの議員各位には、ご自身の政治理念、信条を広く町民

の皆様方に訴えられ、大勢の町民の方々から支持を得られたのであります。

今後は、町議会議員としての活動を通じて、町民の期待に応えられるよう活躍されることをご祈念を申し上げますとともに、更なる中能登町発展のため大局的な目線で提言、助言をお願い申し上げます。

中能登町も町政を施行して5年が経過いたしました。その間、ケーブルテレビ施設の完備や予定をしていた道路、及びほ場整備も概ね予定どおりに事業ができたと思っております。

また、職員の勧奨退職、採用の抑制、組織機構の見直しのほか、町有施設の整理統合など、それなりの効果、実績があったと思っております。

今後は、一日も早い統合中学校の開校や小学校の再編、並びに道の駅建設事業等に取り組んでいくとともに、更なる行財政改革を進めていく所存でありますので、議員各位をはじめ町民の皆さんのご理解とご協力を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

以上、簡単でございますが、ひとことお祝いとお祝いを申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。

◎開 議

○臨時議長（諏訪良一議員） ただ今から、平成22年第5回中能登町議会臨時会を開会いたします。

地方自治法第121条の規定による、本会議に出席する者を、別紙の説明員職氏名一覧表として、お手元に配付しましたので、ご了承願います。

これより、本日の会議を開きます。

◎仮議席の指定

○臨時議長（諏訪良一議員） 日程第1 仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただ今、着席の議席とします。

ここで、暫時休憩いたします。

午前10時06分 休憩

午前10時57分 再開

### ◎議長選挙

○臨時議長（諏訪良一議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第2 議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、投票、指名推選のいずれの方法にいたしますか。

作間議員

○14番（作間七郎議員） 指名推選の方法でお願いいたします。

○臨時議長（諏訪良一議員） 選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選によることとします。

お諮りいたします。

指名の方法については、臨時議長が指名することにいたしたいと思えます。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○臨時議長（諏訪良一議員） 異議なしと認めます。

したがって、臨時議長が指名することに決定いたしました。

議長に、12番 坂井幸雄議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただ今、臨時議長が指名いたしました、12番 坂井幸雄議員を議長の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○臨時議長（諏訪良一議員） 異議なしと認めます。

したがって、ただ今指名いたしました、12番 坂井幸雄議員が議長に当選されました。

ただ今、議長に当選されました、12番

坂井幸雄議員が議長におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

ここで、議長に当選された、12番 坂井幸雄議員から、議長当選承諾及び挨拶を受けます。

坂井議員

〔12番（坂井幸雄議員）登壇〕

○12番（坂井幸雄議員） 高い所からでございますが、一言感謝の気持ちを述べさせていただきます。

今ほど、議員の皆様方の温かい友情と慈しみがある友愛で、私、坂井幸雄、中能登町の名誉ある議会議長としてご推挙いただきましたことに本当に感謝申し上げます。ありがとうございました。

議会としては、今後、使命感と認識、役割を持って邁進したいと思います。よろしくお祈りいたします。

それと、先ほど町長がお祝いの言葉に述べられたように、合併前は42名、現在は14名でございます。少数精鋭でございますので、皆様方が沢山の住民の方々の付託を受けているわけでございます。それで、執行部側もその住民の付託を受けた議員の皆様方に対する意見、並びに説明を十二分にして、中能登町が住んで良い、住んでみたいというまちづくりに邁進したいということでございますので、執行部側も議員の皆様方のご意見を十二分に拝聴してやっていただきたいと思います。感謝の気持ちを述べて就任の挨拶いたします。ありがとうございました。

○臨時議長（諏訪良一議員） 以上、臨時議長の職務は終了しました。

坂井幸雄議長、議長席にお着き願います。

### ◎議席の指定

○議長（坂井幸雄議員） ただ今から、議長としての職務を務めさせていただきます。

日程第3 議席の指定を行います。

議席の指定は、会議規則第4条第1項の規定によって、ただ今の着席のとおり指定します。

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（坂井幸雄議員） 日程第4 会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、1番 山本孝司議員、2番 笹川広美議員を指名いたします。

#### ◎会期の決定

○議長（坂井幸雄議員） 日程第5 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日とすることに決定いたしました。

ここで、暫時休憩をいたします。

午前11時05分 休憩

午前11時29分 再開

#### ◎副議長選挙

○議長（坂井幸雄議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第6 副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、投票、指名推選のいずれかの方法にいたしたいと思えますが、どのようになればよろしいですか。

岩井議員

○11番（岩井礼二議員） 指名推選でお願いします。

○議長（坂井幸雄議員） ただ今、岩井議員

から、副議長の選挙は指名推選という発言が出ました。

お諮りいたします。

副議長の選挙は、指名推選にすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） 異議なしと認めます。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にすることにいたします。

お諮りいたします。

指名の方法は、議長が指名することにいたしたいと思えますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

副議長に、7番 甲部昭夫議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただ今、議長が指名いたしました、7番 甲部昭夫議員を、副議長の当選人と定めることに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、ただ今指名いたしました、7番 甲部昭夫議員が副議長に当選されました。

副議長に当選されました、7番 甲部昭夫議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

ここで、副議長に当選されました、7番 甲部昭夫議員から、副議長当選承諾及び挨拶を受けます。

7番 甲部昭夫議員

〔7番（甲部昭夫議員）登壇〕

○7番（甲部昭夫議員） ただ今、坂井議長より、推選のご指名をいただきまして、副議長という要職をいただきました。

本当に私としては責任を感じるところでございます。

これからは、坂井議長のもと、一生懸命に頑張っ、この中能登町が活力ある良いまちにしていきたいということで、議会の皆さんと一緒に頑張っていきたいなど、そういうふうにも思っております。簡単ではございますけれども、この要職を本当に心に銘じて頑張っていく所存でございますので、どうか今後ともよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○議長（坂井幸雄議員） ここで、暫時休憩をいたします。

午前11時33分 休憩

午後4時00分 再開

#### ◎一括議案（議案の上程）

○議長（坂井幸雄議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第7 議案の上程

発議第2号 中能登町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者から議案について、提案趣旨の説明を求めます。

6番 亀野富二夫議員

〔6番（亀野富二夫議員）登壇〕

○6番（亀野富二夫議員） 中能登町議会より提出をいたします「発議第2号 中能登町議会委員会条例の一部を改正する条例」について

本文朗読を省略して、趣旨説明をいたします。

本件の改正内容は、定数を20人から14人とした平成22年6月20日執行の中能登町議

会議員選挙の結果を受けて、常任委員会の設置数を3から2へと減数変更し、総務建設常任委員会及び教育民生常任委員会に改変するものであり、ともに委員定数を7人と設定するものであります。

加えて、事務の調査に関する所管変更を同時に行うものであります。

また、議会運営委員会の定数についても6人から5人へと減数変更するものであります。

中能登町議会においては、住民と共に、より良いまちづくりを目指して、身近で、明るく開かれた議会とすべく、今後とも努力をしていきたいと考えているものであります。

以上、提案に対する趣旨を申し上げて説明といたします。

#### ◎議案質疑・討論・採決

○議長（坂井幸雄議員） 提出者の提案趣旨説明が終わりました。

お諮りいたします。

本件は、先に議員各位のご理解を得ておりますので、会議規則第39条第3項の規定により、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） 異議なしと認めます。

よって、直ちに採決することに決定いたしました。

これより、採決いたします。

発議第2号は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） 異議なしと認めます。

よって、発議第2号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎常任委員会委員の選任

○議長（坂井幸雄議員） 日程第8 各常任委員会委員の選任を議題といたします。

お諮りいたします。

各常任委員会委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付いたしました名簿のとおり指名したいと思いをします。

総務建設常任委員会委員に、

- 3番 南昭榮議員
  - 5番 宮下為幸議員
  - 6番 亀野富二夫議員
  - 8番 古玉栄治議員
  - 10番 若狭明彦議員
  - 13番 田中治夫議員
  - 14番 作間七郎議員
- 以上、7名です。

次に、教育民生常任委員会委員に、

- 1番 山本孝司議員
  - 2番 笹川広美議員
  - 4番 諏訪良一議員
  - 7番 甲部昭夫議員
  - 9番 上見健一議員
  - 11番 岩井礼二議員
  - 12番 坂井幸雄議員
- 以上、7名。

それぞれ、指名したいと思いをします。

これに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会委員は、お手元に配付いたしました名簿のとおり、選任することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩をいたします。

午後4時09分 休憩

午後4時09分 再開

○議長（坂井幸雄議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、報告します。

休憩中に、各常任委員会が開催され、委員会条例第9条第1項及び第2項の規定により、常任委員会の委員長、副委員長が互選されました。

総務建設常任委員会の

委員長に、5番 宮下為幸議員

副委員長に、6番 亀野富二夫議員

教育民生常任委員会の

委員長に、11番 岩井礼二議員

副委員長に、9番 上見健一議員

以上のとおりであります。

報告を終わります。

◎議会運営委員会委員の選任

○議長（坂井幸雄議員） 日程第9 議会運営委員会委員の選任を議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思いをします。

2番 笹川広美議員

6番 亀野富二夫議員

8番 古玉栄治議員

11番 岩井礼二議員

14番 作間七郎議員

以上、5名を指名いたします。

これに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員は、お手元に配付いたしました名簿のとおり、選任することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩をいたします。

午後4時10分 休憩

午後4時11分 再開

○議長（坂井幸雄議員） 休憩前に引き続き

き、会議を開きます。

この際、報告します。

休憩中に、議会運営委員会が開催され、委員会条例第9条第1項及び第2項の規定により、議会運営委員会の委員長、副委員長が互選されました。

議会運営委員会の  
委員長に、6番 亀野富二夫議員  
副委員長に、8番 古玉栄治議員  
以上のおりであります。  
報告を終わります。

#### ◎七尾鹿島広域圏事務組合議会議員の選挙

○議長（坂井幸雄議員） 日程第10 七尾鹿島広域圏事務組合議会議員の選挙を議題といたします。

七尾鹿島広域圏事務組合同規約第5条第2項の規定により、組合議員4人の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

七尾鹿島広域圏事務組合議会議員に、  
8番 古玉栄治議員

9番 上見健一議員

10番 若狭明彦議員

13番 田中治夫議員

以上、4名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただ今、議長が指名いたしました4名を七尾鹿島広域圏事務組合議会議員の当選人にすることに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） 異議なしと認めます。

ただ今、指名いたしました4名が、七尾鹿島広域圏事務組合議会議員に当選されました。

会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

#### ◎長曾川水防事務組合議会議員の選挙

○議長（坂井幸雄議員） 日程第11 長曾川水防事務組合議会議員の選挙を議題といたします。

長曾川水防事務組合同規約第6条の規定により、組合議員3人の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

長曾川水防事務組合議会議員に

2番 笹川広美議員

5番 宮下為幸議員

11番 岩井礼二議員

以上、3名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただ今、議長が指名いたしました3名を長曾川水防事務組合議会議員の当選人と決定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） 異議なしと認めます。

ただ今、指名いたしました3名が、長曾川水防事務組合議会議員に当選されました。

会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

#### ◎石川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（坂井幸雄議員） 日程第12 石川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を議題といたします。

石川県後期高齢者医療広域連合規約第8条の規定により、広域連合選出議員1名の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思っております。これに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選により行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思っておりますが、これにご異議

ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

石川県後期高齢者医療広域連合議会議員に、中能登町議会議員、私、坂井幸雄を指名いたします。

お諮りいたします。

ただ今、議長が指名した中能登町議会議員、私、坂井幸雄を石川県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人にすることに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） 異議なしと認めます。

よって、ただ今指名しました中能登町議会議員、私、坂井幸雄が、石川県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選いたしました。

ここで、会議規則第33条第2項の規定により、当選人の告知をいたします。

#### ◎行財政改革特別委員会の設置及び委員の選任

○議長（坂井幸雄議員） 日程第13 行財政改革特別委員会の設置及び委員の選任を議題といたします。

先に、行財政改革特別委員会の設置について、お諮りいたします。

行財政改革特別委員会を設置することについて、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、行財政改革特別委員会は設置することに決定いたしました。

次に、行財政改革特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり指

名したいと思います。

- 1 番 山本孝司議員
- 2 番 笹川広美議員
- 5 番 宮下為幸議員
- 7 番 甲部昭夫議員
- 8 番 古玉栄治議員
- 9 番 上見健一議員
- 10番 若狭明彦議員

以上、7名を指名いたします。

これに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） 異議なしと認めます。

よって、行財政改革特別委員会委員は、お手元に配付いたしました名簿のとおり、選任することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

午後4時19分 休憩

午後4時19分 再開

○議長（坂井幸雄議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、報告します。

休憩中に、行財政改革特別委員会が開催され、委員会条例第9条第1項及び第2項の規定により、行財政改革特別委員会の委員長、副委員長が互選されました。

行財政改革特別委員会の

委員長に、7番 甲部昭夫議員

副委員長に、2番 笹川広美議員

以上のとおりであります。

#### ◎統合中学校建設特別委員会の設置及び委員の選任

○議長（坂井幸雄議員） 日程第14 統合中学校建設特別委員会の設置及び委員の選任を議題といたします。

先に、統合中学校建設特別委員会の設置について、お諮りいたします。

統合中学校建設特別委員会を設置すること

について、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、統合中学校建設特別委員会を、設置することに決定いたしました。

次に、統合中学校建設特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付いたしました名簿のとおり指名したいと思います。

- 1 番 山本孝司議員
- 2 番 笹川広美議員
- 3 番 南昭榮議員
- 4 番 諏訪良一議員
- 5 番 宮下為幸議員
- 6 番 亀野富二夫議員
- 7 番 甲部昭夫議員
- 8 番 古玉栄治議員
- 9 番 上見健一議員
- 10番 若狭明彦議員
- 11番 岩井礼二議員
- 13番 田中治夫議員
- 14番 作間七郎議員

以上、13名を指名いたします。

これに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） 異議なしと認めます。

よって、統合中学校建設特別委員会委員は、お手元に配付いたしました名簿のとおり、選任することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩をいたします。

午後4時22分 休憩

午後4時22分 再開

○議長（坂井幸雄議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、報告します。

休憩中に、統合中学校建設特別委員会が開催され、委員会条例第9条第1項及び第2項

の規定により、統合中学校建設特別委員会の委員長、副委員長が互選されました。

統合中学校建設特別委員会

委員長に、14番 作間七郎議員

副委員長に、5番 宮下為幸議員

以上のおりであります。

ここで、暫時休憩をいたします。

午後4時23分 休憩

午後4時49分 再開

### ◎議案の一括上程

○議長（坂井幸雄議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

本日の会議時間は議事の都合によって、会議を延長いたします。

日程第15 議案の一括上程

議案第47号 平成22年度中能登町一般会計補正予算

議案第48号 町道路線の廃止について

以上、議案2件並びに同意第5号 監査委員の選任についてを一括議題といたします。

町長から議案について、提案理由の説明を求めます。

○杉本栄蔵町長 本日ここに、平成22年第5回中能登町臨時議会を招集いたしましたところ、議員各位には公私共に何かとご多用の中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

本日の臨時議会に提案いたしました議案の概要についてご説明いたします。

まず、議案第47号 平成22年度中能登町一般会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,007万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ91億6,030万8,000円とするものであります。

歳入では、農業費県補助金で融資主体型補助事業費補助金及び財政調整基金繰入金を追加するものであります。

続いて歳出では、衛生費墓地管理事業で永代使用料返還金を計上、農林水産業費地域農政推進対策事業で融資主体型補助事業費を増額、土木費道路新設改良費で町道T-129号線道路改良工事にかかる設計委託料、消防費消防総務費で石川県消防操法大会出場費補助金の計上と消防施設費で消防用施設整備費補助金を増額するものであります。

次に、議案第48号 町道路線の廃止につきましては、西馬場地内の県営ほ場整備事業に伴い町道R-169号線を廃止するものであります。

最後に、同意第5号は、監査委員の選任についてであります。

今回、議会議員の任期満了に伴う改選後の議会議員のうちから選任すべき監査委員として、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議案の方が最適任者であると信じ、議会の同意を求めます。

以上、本日提出いたしました議案についてご説明申し上げましたが、議員各位におかれましては、慎重なるご審議をいただき、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

### ◎議案・質疑

○議長（坂井幸雄議員） 町長の提案理由の説明が終わりました。

これより、議案第47号及び議案第48号についての質疑を行います。

質疑の方は、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） 質疑は、ないようであります。

これで、質疑を終結いたします。

### ◎討論・採決

○議長（坂井幸雄議員） 次に、討論を行います。

討論の方は、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） 討論は、ないよう  
であります。

これで、討論を終結します。

これより、議案第47号について、採決を  
行います。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに、賛  
成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（坂井幸雄議員） 起立全員でありま  
す。

よって、議案第47号は、原案のとおり可  
決されました。

次に、議案第48号について、採決を行  
います。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに、賛  
成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（坂井幸雄議員） 起立全員でありま  
す。

よって、議案第48号は、原案のとおり可  
決されました。

続いて、同意第5号 監査委員の選任につ  
いてでございます。

4番 諏訪良一議員は、地方自治法第117  
条の規定により、除斥の対象となりますの  
で、退場を求めます。

お諮りいたします。

本件は、人事案件であり、先に議員各位の  
ご理解を得ております。

したがって、会議規則第39条第3項の規  
定により、質疑、討論を省略し、直ちに採決  
を行いたいと思いますが、これにご異議ござ  
いませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） 異議なしと認めま  
す。

よって、直ちに採決することに決定いたし

ました。

これより、採決いたします。

同意第5号は、原案のとおり同意するこ  
とに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） 異議なしと認めま  
す。

よって、同意第5号は、原案のとおり同意  
することに決定いたしました。

ここで、4番 諏訪良一議員の入場を許し  
ます。

#### ◎閉会中の継続調査

○議長（坂井幸雄議員） 日程第16 閉会中  
の継続調査

閉会中の継続調査を議題といたします。

ただ今、議会運営委員会委員長及び総務建  
設常任委員会委員長、教育民生常任委員会委  
員長、行財政改革特別委員会委員長、統合中  
学校建設特別委員会委員長から会議規則第  
75条の規定により、議会運営委員会の閉会  
中の所掌事務調査、各常任委員会、特別委員  
会の閉会中の所掌事務調査のため、閉会中の  
継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継  
続調査とすることに、ご異議ございません  
か。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） 異議なしと認めま  
す。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉  
会中の継続調査とすることに決定いたしまし  
た。

#### ◎諸般の報告

○議長（坂井幸雄議員） ここで、諸般の報  
告をいたします。

先の第4回中能登町議会定例会において設  
置された、中能登町議会政治倫理審査会にお

ける審査結果の報告が、去る6月30日に議長あてに提出されています。

これより、その報告書を事務局長に朗読させます。

○事務局長（谷敏則局長） 平成22年6月30日

中能登町議会議長 藤本一義殿

中能登町議会議員政治倫理審査会

報告書が出ておりますので、朗読をさせていただきます。

今回、中能登町議会議員政治倫理審査会は、5月27日、第1回審査会を開催してから6月30日までの間、10回の会議を開催しております。

以下、審査会としての見解を述べて報告とします。

第1点目、審査の目的は、政治倫理条例第3条の5、町が行う許可、認可、または請負その他契約にかかる企業、団体事業主から政治活動に関する寄付を受けないことの条例に違反されていると思われるので、審査の請求をお願いするという請求願いが、平成22年5月6日に提出されました。請求者は、若狭明彦、武田純一、亀野富二夫氏の3名であります。審査を受ける団体は誠政会にあり、代表作間七郎氏、幹事長兼会計藤本一義氏であります。

第2点目、政治倫理基準の遵守として、第3条の1として、町民全体の奉仕者としてその品位と名誉を損なう一切の行為を慎み、その職務に関し、不正の疑惑をもたれるおそれのある行為をしないこと。

第3点目、第3条の6、議員は政治倫理基準に反する事実があるとの疑惑をもたれたときは、自ら清い態度をもって疑惑の解明にあたるとともに、その責任を明らかにするよう努めなければならない条項に基づいて、誠政会の責任者に聴聞を行いました。

その中で、誠政会として田中元議長就任祝いという名目で、業者より祝い金を集めたと

の証言が出てまいりましたので、それを示す預金通帳の提出を求めたが、現在、破棄して無いということであり、銀行の預金の現在高を示す控えの提出を求めたところ、提出する必要はないということである。

第4点目、以上の誠政会の態度は、第3条の6、議員が政治倫理基準に反する事実であるとの疑惑をもたれたときは、自ら清い態度をもって疑惑の解明にあたるとともに、その責任を明らかにするよう努めなければならない。第10条として議員の協力義務等の情報として、審査請求の対象となった議員は、審査会の要求があるときは審査に必要な資料を提出し、または審査会の会議に出席して意見を述べなければならない。審査会としては、以上の審査経過を踏まえ、誠政会の行動は審査会に非協力的であると考えるのであります。

第5点目、審査会としては誠政会の役員である作間七郎氏、藤本一義氏の審査会における聴聞では、田中元議長就任祝い金の受け取りを認めています。具体的な第三者の証言が必要であると考え、第7条の3に基づいて、中能登町発注の事業主4社から事情聴取を行ったのであります。

その中で、全事業とも寄付金として各5万円を支出していることが明白になりました。

また、集金にこられた氏名として、田中治夫元議長の名前が挙がっています。

また、数社であります。議会に対して不信感を覚えるとの見解も出されているのであります。

以上の5点にわたり、審査会として取りまとめたその結果、今日までの10日間の審査を踏まえて次のように報告します。

1、中能登町議会議員政治倫理条例第3条の5 町が行う許可、認可または請負その他契約にかかる企業、団体事業主から政治活動に関する寄付を受けないことの条例に違反すると判断される。

2、審査会としてその結果を踏まえ、議会の名誉と品位を守り、町民の信頼を回復する対策を講じることを求めるものであります。その中で住民が納得する処置を行うことを求めます。

以上であります。

◎閉議・閉会

○議長（坂井幸雄議員） 審査結果の報告が終わりました。

以上で、本議会に付議されました案件の審議は、すべて終了いたしました。

これをもって、平成22年第5回中能登町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後5時05分 閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

議 長 坂 井 幸 雄

署名議員 山 本 孝 司

署名議員 笹 川 広 美